

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【公開番号】特開2003-249380(P2003-249380A)

【公開日】平成15年9月5日(2003.9.5)

【出願番号】特願2002-49611(P2002-49611)

【国際特許分類第7版】

H 05 B 33/26

H 05 B 33/14

【F I】

H 05 B 33/26 Z

H 05 B 33/14 A

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月21日(2005.2.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板上方に設けられた第1の電極と、該第1の電極上に設けられ発光層を有するEL素子と、前記EL素子上に設けられた第2の電極とを有するエレクトロルミネッセンス表示装置において、

前記第2の電極の膜厚を2000以上に設けることを特徴とするエレクトロルミネッセンス表示装置。

【請求項2】

請求項1に記載の前記エレクトロルミネッセンス表示装置において、更に前記EL素子を駆動する薄膜トランジスタを備えることを特徴とするエレクトロルミネッセンス表示装置。

【請求項3】

前記第2の電極の膜厚を1000以下に設けることを特徴とする請求項1又は2に記載のエレクトロルミネッセンス表示装置。

【請求項4】

前記第2の電極はアルミニウム層であることを特徴とする請求項1~3のいずれか1項に記載のエレクトロルミネッセンス表示装置。

【請求項5】

前記EL素子を駆動し、前記第2の電極側から前記第1の電極側に向かって発光させることを特徴とする請求項1~4のいずれか1項に記載のエレクトロルミネッセンス表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

【課題を解決するための手段】

本発明は上記の課題に鑑みてなされ、基板上方に設けられた第1の電極と、該第1の電極

上に設けられ発光層を有する E L 素子と、前記 E L 素子上に設けられた第 2 の電極とを有するエレクトロルミネッセンス表示装置において、前記第 2 の電極の膜厚を 2 0 0 0 以上に設けることにより解決するものである。

また、基板上方に設けられた第 1 の電極と、該第 1 の電極上に設けられ発光層を有する E L 素子と、該 E L 素子を駆動する薄膜トランジスタと、前記 E L 素子上に設けられた第 2 の電極とを有するエレクトロルミネッセンス表示装置において、前記第 2 の電極の膜厚を 2 0 0 0 以上に設けることを特徴とするものである。